

投資信託累積（自動けいぞく）投資約款

平成 29 年 1 月

ほくほく T T 証券株式会社

1. (約款の趣旨)

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）とほくほく T T 証券株式会社（以下「当社」といいます。）のあいだの、当社が取扱う追加型証券投資信託受益権（以下「本ファンド」といいます。）の自動けいぞく投資に関する取り決めです。当社はこの約款にしたがって、自動けいぞく投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

2. (申込方法)

- (1) 申込者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所（以下「取扱店」といいます）に提出することによって契約を申込むものとし、当社が承諾した場合に限り取引を開始するものとします。ただし、すでにほかの自動けいぞく投資において契約が締結されているときは、第 1 回目の払込金の払い込みをもって契約の申込みが行われたものとします。
- (2) 契約が締結されたとき、当社はただちに本ファンドの自動けいぞく投資口座を設定いたします。
- (3) 上記 (1) ただし書きにもとづき、口座を設定した場合には、自動けいぞく投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。

3. (金銭の払込み)

申込者はファンドの買付けにあてるため、1 回の払込みにつき、投資信託説明書(交付目論見書)の範囲内で、当社が設定した最低申込金額以上の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払い込むことができます。ただし、第 1 回目の払込金は、これを契約の申込時に払込むものとし、第 2 回目以降は随時払込むものとしたします。

4. (買付時期・価額)

- (1) 当社は申込者から買付けの申込みがあったとき、遅滞なく本ファンドの買付を行います。
- (2) 前項の買付価額は買付約定日の価額に所定の手数料および消費税を加えた金額といたします。
- (3) 買付けられたファンドの所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものとしたします。

5. (管理)

- (1) この契約により買付けられた本ファンドは、法令および株式会社証券保管振替機構が定めるところにより振替口座簿への記録をいたします。
- (2) 当社は振替口座簿に記録している本ファンドについて、管理料を申し受けることがあります。

6. (果実の再投資)

上記5. の管理にかかる本ファンドの果実は、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって決算日の価額により買付けます。なお、この場合、買付の手数料は無料とします。

7. (返還)

(1) 当社はこの契約にもとづく本ファンドについて、申込者からその返還を請求されたときに換金のうえ、その代金を返還いたします。その場合の換金金額は目論見書に記載されている換金金額の算出方法に基づくものといたします。

(2) 前項の請求は、当社所定の手続きによってこれを行うものとします。

8. (解約)

(1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

①申込者から解約の申し出があったとき

②当社が、自動けいぞく投資業務を営むことができなくなったとき

③この契約にかかる本ファンドが償還されたとき

④やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

(2) この契約が解約されたとき、当社は遅滞なく管理中の本ファンドを上記7. に準じて当社において、申込者に返還いたします。

9. (申込事項等の変更)

(1) 改名、転居および届出印の変更などの申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続きにより、遅滞なく当社に届出いただきます。

(2) 前項の届出があったとき、当社は戸籍抄本、印鑑証明書、その他当社が必要と認める書類等を提示いただくことがあります。

10. (その他)

(1) 当社はこの契約にもとづいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

(2) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。

①届出印の押捺された所定の受領書と引換えに、この契約に基づく当該ファンド返還代金の金銭を返還した場合

②印影が届出印と相違するためにこの契約にもとづく本ファンド返還代金の金銭を返還しなかった場合

③天災地変その他不可抗力により、この契約にもとづく返還ファンドの買付けもしくは本ファンド返還代金の金銭の返還が遅延した場合

(3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは、改訂されることがあります。

以上
(平成29年1月)